# 釜ヶ崎夜間学校

2011 (平成 23) 年 6月10日号 第 179 号

ス

ワー

・カーに伝えて、

が

あると

か

当て外れ

また夜間

短

した。

7

生活

!保護申請できるだろうか」と、

聞き

カゝ

れ

ま

て労働市場と結びついた生活保護活用の形は

ます。

込み

が

立た

0

停

あ

る

廃

止

の相談をし

止止

をします。

常常

用

的

L

報告

力

見つかったから、 と相談 と が 出<sup>で</sup> なると、 いことです。 今の生活状 です 役所としても、 テナもんです。 「現金」 して 事務量で の場合は簡単で 半がば おく必 仕り 物事 況 事 が 保護を打り 就労自立な 要があ を長 が 増えて閉 = 困 こんきゅう ただし、 無くなって、 期的に考えて、 めます。 の ´ 事 Ľ 1~2年は安定 <sup>ねん あんてい</sup> す。毎月、 ち 一を促進 ・それ 口することでしょう。 ず実に基づいまと 切るというのは、 困<sub>ま</sub>つ . (T) しているの )何度もの繰り返 キチンと収入報告 たら又来てくださ ケースワ て働はたら 申請い で、 あっ 引ける見り 仕し するこ りが

L

3月に入ると仕 · 事 • 住住

2月末で生活保護 いうことだったので、 宿 所利用の生活に戻しょりょう。せいかつ。もど を打ち 切 0 帰ったら、 二重 では ないことを確認しておきます。 になりますが、これ 収 入 申告をし は避 )ます。 け 5 れ ま せ

居

は

費()

ても家賃の支 方法を相談する必要が 考え方になります。 3ヶ月程度は、 一月を超える場合が、 住 居費だけ 給 退院後ご  $\mathcal{O}$ があるようですか 支給 あ  $\mathcal{O}$ ります。 問題です。 生活 生活  $\mathcal{O}$ 扶 のために、 助 入院にゅういん 費 , 5 三 å  $\mathcal{O}$ ぬどの場合に ケ 月 げっ それに 時 住す 停止  $\lambda$ 以い で 内ない 仕し 準が 1 事 で ・じた あ カン う 5 れ

実な場合は、住している。 しょうか いして、 仕事ごと 期 間かん 明が不定で、思 か 再於 !ら帰ってきて、オケラになったら、市 5 び 住 アパ .居費を支給してもらう事 居喪失= 現居住は ] ・ト探し、 地ち =居宅保護 えを 長く 離 は な が は な からはじめることになり 廃 れ 止 7 上となり 働 は 出 更相 ź 来な が で 相音 確な で

釜ヶ崎日雇労働組合気付

生活保 仕事 ない す。 一 いちばん そう に就くことを、 出点 護廃 張 11 す 1 仕 n 止し  $\mathcal{O}$ 事 の心 は、 で 心になった。 なく、 通う 長 今後の方針としましよう。 もあ カラック 期き 勤え 間かん 短ん で きる範囲 りません。 住居を 間かん で ŧ で仕 離れることも 先き の見通 か を探すことで 5 り長続きする L の 立 た

大阪市西成区萩之茶屋1-9-7

場ば

合か

事

事

が

市更相は釜ヶ崎(あいりん地域)の福祉相談窓口です。

やかんしゅくしょりょう た だ りょう しゅうへん こうえん のじゅく かりご やせいかっ せいかっ で間 宿 所利用・炊き出し利用、センター 周 辺や公園での野 宿 ・仮小屋生活から、アパート生活へ!

しりつこうせいそうだんしょ しこうそう かま さき ちいき ない かんしゅくりょうしゃ やかんしゅくしょりょうしゃ ちくない のじゅく 市立更生相談所 (市更相) は、釜ヶ崎 (あいりん地域) 内の簡 宿利用者、夜間 宿 所利用者、そして、地区内で野 宿 す ひと たんとう ふくし そうだんまどぐち る人を担当する福祉の相談窓口です。

でくしょ かんかつ なわば 役所は管轄 (縄張り) にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談 くだ して下さい」といわれます。「鶴見橋 商 店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、 もうだん い まえ ねくにん しっかり確認しておいて下さい。

まいてい そうだん い まえ ばん やかんしゅくしょ しゅうへん さんおう たいし しょうそうしゅうへん ね と 最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていた ひっょう ちくない かんしゅく と のじゅく ひっよう ちくない かんしゅく と ことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

おおさか し りつこうせいそうだんしょ

#### 大阪市立更生相談所にできること

#### 1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概は医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、た びょういん しょうかい しょうかい しょうかい 他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入いん ばあい せいかっほご いりょうほご にゅういんほご にゅういんほこ にゅういんほこう にゅういんほこ

### 2) 施設相談

にち さんしょく s ろ っ からだ ちょう し ととの ひと さんとくりょう せいかっ りょう そうだん くだ  $2\sim3$  日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみて下さい。

市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、 ほうがいえんご つまり、法外援護といいます。

2~3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した

ひと ちょうき りょう せいかっほごしせっ にゅうしょ そうだん せいかっほご なか しせっほご
い人は、長期の寮(生活保護施設)への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

## 3) **居宅確保相談**

でゅうきょ 住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。